



県章

山形県公報

平成31年2月15日(金)

第3020号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域森林計画の変更の公表……………(林業振興課) …… 97
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) …… 同
- 一般国道の供用の開始……………(同) …… 98
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) …… 同
- 県道の供用の開始……………(同) …… 同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) …… 99
- 平成14年6月県告示第582号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 ……(同) …… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……100

公 告

- 平成31年度山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の追加募集……………(雇用対策課) ……101
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……102

正 誤

告 示

山形県告示第76号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字左沢字山田2754番から 寒河江市大字米沢字東992番まで	旧	36.4メートル } 14.6	1,219メートル
同 上	新	36.4メートル } 14.6	同 上

山形県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字山田2754番から
寒河江市大字米沢字東992番まで
- 3 供用開始の期日 平成31年2月15日

山形県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から 同 3552番13まで	旧	18.0メートル } 10.3	92メートル
同 上	新	14.0メートル } 10.3	同 上

山形県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年2月15日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から
同 3552番13まで
- 3 供用開始の期日 平成31年2月15日

山形県告示第81号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 黒在家
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
南 陽 市		金 山	黒 在 家	3826番1	1号
			萱 ノ 入	4949番2	2号
				4949番29	3号
				4949番3	4号
				4949番	5号
			佐 藤 林	3017番	6号
			黒 在 家	3872番3	7号
				3850番	8号
			萱 ノ 入	4949番32	9号

山形県告示第82号

平成14年6月県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号を次のように改める。

- (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から27号までを順次結んだ線及び標柱1号と27号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴 岡 市		中 沢	村 上 山	78番2地先	1号
				78番1	2号
				79番5	3号及び4号

				79番 1	5号
				90番 1	6号から8号まで
			宮 ノ 本	104番 1	9号
			村 上 山	91番 1	10号及び11号
				94番 2	12号
			清 水 端	119番	13号及び14号
			宮 ノ 本	101番 1	15号
				98番 1	16号
				95番	17号
				90番	18号
				189番	19号
				44番 1	20号
				16番	21号及び22号
				165番	23号
				4番	24号
				3番 1	25号
				2番	26号
				1番	27号

山形県告示第83号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

”	イオン板橋 前野町支店	東京都板橋区前野町四 丁目21番22号
”	イオン葛西 支店	” 江戸川区西葛西 三丁目9番19号

を

〃	イオン葛西支店	東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号
〃	イオン板橋前野町支店	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成31年2月18日から施行する。

公 告

平成31年度山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり追加募集する。

平成31年2月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

校 名	訓練課程	訓 練 科 目	訓練期間	募集人員
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	制御機械科	2年	若干名
		電子情報科	2年	若干名
		国際経営科	2年	若干名

2 試験の期日及び場所

校 名	訓練課程	区 分	期 日	場 所
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	一般入学試験（追加募集）及び社会人特別入学試験（追加募集）	平成31年3月27日（水）	山形県立産業技術短期大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番4号

3 試験科目

校 名	訓練課程	区 分	試 験 科 目
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	一般入学試験（追加募集）	制御機械科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 電子情報科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 国際経営科 筆記試験（小論文）及び面接
		社会人特別入学試験（追加募集）	制御機械科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 国際経営科 面接

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に山形県立産業技術短期大学校庄内校に提出すること。

校名	訓練課程	区分	受付期間
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専門課程	一般入学試験（追加募集）及び社会人特別入学試験（追加募集）	平成31年3月15日（金）から同月25日（月）正午まで

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成31年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項（追加募集）に定めるところによる。
- (2) 詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3117）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、感染性廃棄物の収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年2月15日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日時 平成31年3月28日（木） 午前9時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

イ 感染性廃棄物の収集運搬業務

- | | |
|--------------------|----------|
| (イ) ポリ容器（20リットル） | 約2,900個 |
| (ロ) ポリ容器（34.1リットル） | 約1,500個 |
| (ハ) ポリ容器（50リットル） | 約600個 |
| (ニ) 段ボール箱（50リットル） | 約14,000個 |
| (ホ) 段ボール箱（80リットル） | 約24,000個 |

ロ 感染性廃棄物の処分業務

- | | |
|--------------------|----------|
| (イ) ポリ容器（20リットル） | 約2,900個 |
| (ロ) ポリ容器（34.1リットル） | 約1,500個 |
| (ハ) ポリ容器（50リットル） | 約600個 |
| (ニ) 段ボール箱（50リットル） | 約14,000個 |
| (ホ) 段ボール箱（80リットル） | 約24,000個 |

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)のイの(イ)から(ホ)まで及びロの(イ)から(ホ)までごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以後分は100分の10）に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年10月1日以後分は110分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(イ)から(ホ)の産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の8（平成31年10月1日以後分は100分の10）に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の108分の100（平成31年10月1日以後分は110分の100）に相当する金

額に1個当たりの産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月1日付け県公報第3016号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「本件処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、本件処分業の許可を受けていない者にあつては、その者が本件収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの役務を履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。
- (6) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定

規則第120条第1項の規定により作成された2の(1)のイの(イ)から(ホ)及びロの(イ)から(ホ)ごとの予定価格の範囲内であつて、かつ、2の(1)のイの(イ)から(ホ)及びロの(イ)から(ホ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（ただし、処分業務の提携により入札に参加した者の入札にあつては、2の(1)のイの(イ)から(ホ)ごとの入札価格及びロの(イ)から(ホ)ごとの確約書に記入された金額（以下「確約価格」という。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額とする。）が9の(2)の山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上である場合は、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

ただし、処分業務の提携により入札に参加した者が最低価格入札者となった場合において、その提携処分業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内での価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った次順位の者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、競争入札参加資格審査申請書を平成31年3月19日（火）午後5時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を提出すること。

この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行するものごとに契約を締結するものとする。

(4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(7) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Collection, transportation and disposal of infectious waste: 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:00 A.M. March 28, 2019

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023 (685) 2660

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 6. 26	第2955号	639	1	42番	内北割42番 1